

一般社団法人日本看護系大学協議会 委員会に関する規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第7条、第8条及び第9条に基づき、委員会（常設および臨時）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（任務）

- 第1条 委員会は理事会より委任を受けた事項を審議し、その経過および結果等を理事会で報告する。
- 2 委員会の活動内容は、当該年度末の事業活動報告書に掲載する。
 - 3 委員会の議事録は事務局に提出し、主たる事務所に保管する。

（委員長）

- 第2条 委員会の委員長は理事会において選任する。
- 2 委員長は、理事あるいは理事会で指名する者とする。
 - 3 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
 - 4 委員長は、委員の中から副委員長を指名することができる。

（委員の資格）

- 第3条 委員は会員校に所属する教員とする。
- 2 会員校ではない外部機関に所属する者は協力員とする。

（委員会の構成）

- 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
- (1) 委員長（1名）
 - (2) 委員長が指名した者（若干名）
 - (3) 公募により、社員の推薦を受けた者（若干名）
- 2 委員会の委員は、理事会の承認を得る。
 - 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
 - 4 同一委員会内で同じ会員校に所属する委員は2名までとする。ただし高度実践看護師教育課程認定委員会はこの限りではない。

（任期）

- 第5条 委員長および委員の任期は原則2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。但し、委員会の設置期間が2年未満の場合はその期間による。
- 2 補欠または増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一する。

（委員会の議決事項）

- 第6条 委員会の開催は委員の半数の出席をもって成立する。
- 2 委員会の議決事項は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

（委員会の運営）

- 第7条 委員会は、委員長が招集し、その議事を整理する。

2 委員会の事務は、委員長が指名する。

(本規程の改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成23年1月10日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成23年3月6日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成28年7月8日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成29年3月20日から施行する。